

地方分権に係る提案等に関する対応

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針にかかる周知

令和2年地方分権改革に係る提案募集において、国民健康保険に関する提案があり、以下のとおり閣議決定されましたので周知致します。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）（抄）

5【厚生労働省】

(20) 国民健康保険法（昭33法192）

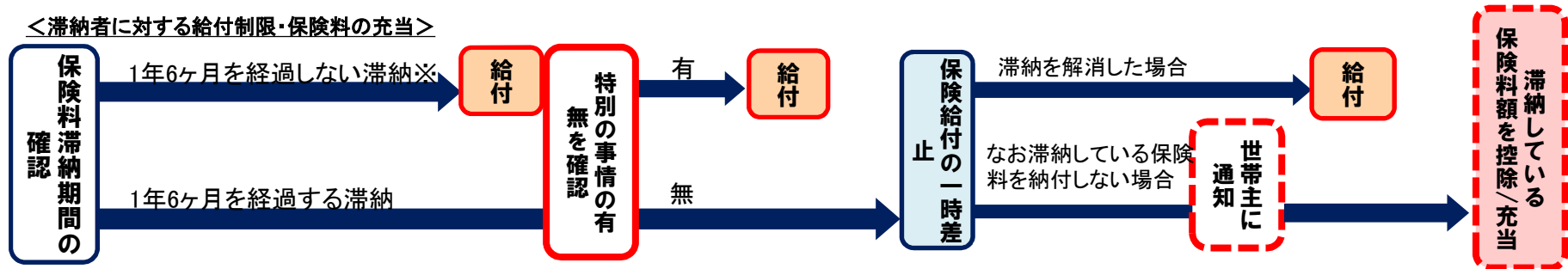
- (i) 国民健康保険料については、保険料を滞納し被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主であって、保険給付の支払の一時差止の措置が取られている者が、滞納している保険料をなお納付しない場合に、市区町村が、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額を当該世帯主が滞納している保険料額に充当することが可能である旨を、全国会議を通じ、令和2年度中に市区町村に周知する。
- (ii) 国民健康保険料の還付に係る戸籍謄本等の交付手数料については、保険給付に係る戸籍に関する無料証明の規定（112条）にかかわらず、市区町村の条例により免除することを定めることが可能である旨を、全国会議を通じ、令和2年度中に市区町村に周知する。
- (iii) 国民健康保険の高額療養費（57条の2）の支給申請については、被保険者及び市区町村の負担を軽減する観点から、令和2年度中に省令を改正し、市区町村の判断により手続を簡素化することを可能とする。
- (iv) 市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。
 - ・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報（以下この事項において「資格重複情報」という。）を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。
 - ・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理手続を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

※（i）（ii）については、保険料に限らず、保険税についても同様の扱いとします。

※参照ページ：（i）P.187（iii）P.188（iv）P.119

(i) 国民健康保険における療養費等から滞納保険料へ充当できることの明確化

<滞納者に対する給付制限・保険料の充当>



※ 1年6ヶ月を経過しない場合においても、保険料を滞納している場合には、特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の支払いを一時差し止めることができる。

1. 保険料に滞納がある者に対する給付制限

2. 給付制限の金額から滞納保険料への充当

1. 保険料に滞納がある者に対する給付制限

保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年6ヶ月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、保険給付の全部又は一部の支払いを一時差し止める。 ※延滞金は含まない。

ただし、特別の事情がある場合（災害、盗難・病気、負傷・事業の休廃止、事業の著しい損失、又はこれらに類する事項）は、一時差し止めを行わないこととされている。

また、1年6ヶ月を経過しない場合においても、保険給付の一時差し止めは可能とされている。

※一時差し止めを行う保険給付の額は、滞納額に比べて著しく高額とならないよう留意すること。

※一時差し止めは、被保険者が平成21年10月1日以降に出産したときに支給する出産育児一時金以外の保険給付について行うものとする。

2. 給付制限の金額から滞納保険料への充当

被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主であって保険給付の一時差し止めが行われているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差し止めに係る保険給付の額から当該世帯主が滞納している保険料額を控除できることが国民健康保険法第63条の2第3項に規定されているが、**滞納している保険料額へ充当することも可能である。**